

【いじめ防止基本方針】

はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び高根沢町いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止、早期発見及びいじめへの対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、すべての児童がいじめを行わず及び他の児童に対して行われているいじめを見過ごしたり、認識しながら放置したりすることがないように、いじめ防止のため次の3点を基本理念とします。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめが確認された場合は、いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な様態があることを鑑み、定義の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。外見的にはふざけのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 教育目標「思いやりのある子」の具現化

- ① 豊かな心の育成のために福祉活動や自然体験活動、読書活動を積極的に推進する。
- ② 互いに認め合い、励まし合える関係づくりのための「よい子の一日」の定着とあいさつや感謝の言葉の励行に努める。

(2) 学級経営の充実

- ① ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やQ-U検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ② 「わかる・できる・楽しい授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(3) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 教育相談体制の整備

- ① Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ② 学期毎のアンケート調査後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ③ SCやSSWと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(5) 縦割り班活動の実施

縦割り班活動である「もちのき班活動」のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童を対象にインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、発達段階に応じた情報モラル教育を行うなどして迅速に対応する。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

幼稚園や保育園、中学校と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 日々の観察

- ① 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見

を図る。

- ② 休み時間や昼休み、放課後のふれあい等の機会に児童の様子に目を配り、児童の周りには教職員がいることを心がける。
- ③ チェックリストを活用し、観察の見落としがないようにする。
- ④ いじめの相談窓口を知らせる掲示板や相談箱を設置し、相談しやすい環境づくりをする。

(2) いじめ調査や教育相談アンケートの実施

定期的に「いじめ調査」を実施する。また、教育相談アンケートをもとに、一人一人の児童と面談して、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記の活用

休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

(1) 迅速かつ正確な実態把握

- ① いじめを見つけたり、相談を受けたりした場合、速やかに管理職に報告し、当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、事実確認に努める。
- ② 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ③ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

(2) 指導体制、指導方針の決定

- ① いじめの事実が確認された場合は、教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ② 問題を把握したら一人で抱え込むことがないようにし、対策委員会を開き、指導体制を整え対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ③ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

(3) 児童への指導・支援

- ① いじめられた児童の保護に努め、いじめられた児童・保護者の心配や不安を取り除く。
- ② いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、いじめは決して許されない行為であるという人権意識をもたせる指導に努める。

(4) 保護者との連携

- ① いじめ解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。例えばいじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ② 保護者の協力を得て、学校との指導連携について十分協議する。

(5) いじめ発生後の対応

- ① 継続的に指導・支援を行う。
- ② 学校カウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。
- ③ 心の教育、命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(6) 教職員の資質向上のための校内研修

- ① 児童理解に関する研修、指導援助のあり方に関する研修等を実施する。
- ② 各分掌の役割を明確にし、日常的な取組を実践する。

(7) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、又は、一定期間連続して欠席している場合）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態への対処

① 発生の報告

重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

② 組織の設置

教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 実態把握

上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

④ 被害児童の保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

⑤ 加害児童の対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援をする。

⑥ 調査結果報告

調査結果については、町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑦ 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習支援等を行う。

加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発防止に努める。

7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

(1) いじめの事実を確認した場合は、教育委員会への報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、報告し指導・助言を求め、学校だけでは解決が困難な場合は、警察や関係機関などの協力を得て、学校として組織的に動く。

(2) 地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めるためにPTAや学校評議員会の会合等でいじめ問題などの健全育成について話し合いを進める。

【重大事態の対応の流れ】

重大事態の発生



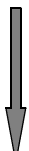
教育委員会への重大事態の発生報告



教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置



- 「いじめ対策委員会」が調査組織の母体となる。
- 組織の構成については、公平性、中立性が損なわれないよう事案の状況によりメンバーを決定する。

事実関係を明確にするための調査を実施



- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 事実と謙虚に正対する姿勢に努める。

いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供



- 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に丁寧に説明する。

調査結果を教育委員会に報告



- 町教育委員会から町長への報告により、対処又は同種の事態の発生防止のための再調査及び措置に対して早急に対応する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- 再発防止に向けた取組の検証を行う。

いじめ防止対策年間指導計画

指導等の内容			
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【児童指導連絡会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換【打ち合わせ・職員会議】	○学級開き・学級目標・ルールづくり【学級活動】 ○各種委員会活動【児童会】	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級懇談会】
5月	○児童に対する情報交換【打ち合わせ・職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【運動会・臨海自然教室】 ○1年生を迎える会【児童会】 ○もちのき班活動【縦割り班】 ○各種委員会活動【児童会】	○いじめ対策についての啓発
6月	○hyper-Q-U検査① ○児童に対する情報交換【打ち合わせ・職員会議】	○みどりの活動【縦割り班】 ○教育相談 ○各種委員会活動【児童会】	○学校公開による情報交換【授業参観・学校評議員会等】
7月	○児童に対する情報交換【打ち合わせ・職員会議】 ○インターネット状況調査	○各種委員会活動【児童会】	○保護者との情報交換【学級懇談会・個人懇談】
8月	○児童指導に関する研修 ○hyper-Q-U検査①の考察【結果を踏まえた考察と対応策の共有】 【職員研修】		
9月	○児童に対する情報交換【打ち合わせ・職員会議】	○各種委員会活動【児童会】 ○もちのき班活動	
10月	○児童に対する情報交換【打ち合わせ・職員会議】 ○自己評価の実施	○行事を通じた人間関係づくり【遠足・修学旅行】 ○各種委員会活動【児童会】 ○学校評価の実施	○学校評価の実施

11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ hyper-Q-U検査② ○児童に対する情報交換 【打ち合わせ・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめゼロ宣言 ○もちのき班活動【縦割り班】 ○みどりの活動【縦割り班】 ○各種委員会活動【児童会】 ○行事を通じた人間関係づくり 【持久走大会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 ○学校公開による情報交換 【持久走大会】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ hyper-Q-U検査②の考察 【結果を踏まえた考察と対応策の共有】 ○児童に対する情報交換 【打ち合わせ・職員会議】 ○人権意識の高揚【人権週間】 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○各種委員会活動【児童会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権意識の啓発 【たより】
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【打ち合わせ・職員会議】 ○自己評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○もちのき班活動【縦割り班】 ○各種委員会活動【児童会】 ○学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【打ち合わせ・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○読書交流会【縦割り班】 ○各種委員会活動【児童会】 ○6年生を送る会【児童会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開による情報交換【学校評議員】 ○保護者との情報交換 【学級懇談会】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【打ち合わせ・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○もちのき班活動 ○各種委員会活動【児童会】 	